

令和元年6月定例県議会付議案

議案第 1号 令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第1号）

議案第 3号 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（博物館等）

県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館を倉吉市に設置することとし、その設置、管理その他必要な事項について定めるものである。

（概要）

- ① 県立美術館の指定管理者による管理、開館時間、休館日、利用料金その他その管理に関する事項を定める。
- ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により、県立美術館に係る特定事業を実施する選定事業者として選定された法人等を指定管理者の候補者とするものとする。
- ③ 県立美術館の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県立美術館協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数その他必要な事項について定める。
- ④ 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

[規則で定める日から施行 ほか]

議案第 4号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和元年8月1日から令和6年7月31日までの間に特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせに対して支出された寄附金を加えるものである。

[公布施行]

議案第 5号 鳥取県砂利採取条例の一部を改正する条例（治山砂防課）

砂利の採取計画等に関する規則の一部が改正され、砂利採取変更認可を不要とする軽微な変更を条例等で定めることとされたことに伴い、当該軽微な変更について定めるものである。

[公布施行]

議案第 6号 鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を引き上げるものである。
 (手数料の概要)

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の經由事務	1 件につき	20,600 円	20,700 円
危険物取扱者試験の実施			
甲種危険物取扱者試験	1 件につき	6,500 円	6,600 円
乙種危険物取扱者試験	1 件につき	4,500 円	4,600 円
丙種危険物取扱者試験	1 件につき	3,600 円	3,700 円
火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施	1 件につき	17,000 円	18,000 円
高圧ガス製造保安責任者試験等の実施			
乙種化学責任者免状	1 件につき	9,000 円 (8,500 円)	9,300 円 (8,800 円)
丙種化学責任者免状	1 件につき	8,400 円 (7,900 円)	8,700 円 (8,200 円)
乙種機械責任者免状	1 件につき	9,000 円 (8,500 円)	9,300 円 (8,800 円)
第 2 種冷凍機械責任者免状	1 件につき	9,000 円 (8,500 円)	9,300 円 (8,800 円)
第 3 種冷凍機械責任者免状	1 件につき	8,400 円 (7,900 円)	8,700 円 (8,200 円)
第 1 種販売主任者免状	1 件につき	7,600 円 (7,100 円)	7,900 円 (7,400 円)
第 2 種販売主任者免状	1 件につき	6,000 円 (5,500 円)	6,200 円 (5,700 円)
電気工事士免状の交付			
第 1 種電気工事士免状	1 件につき	5,900 円	6,000 円
第 2 種電気工事士免状	1 件につき	5,200 円	5,300 円
電気工事士免状の再交付	1 件につき	2,600 円	2,700 円
電気工事士免状の書換え交付	1 件につき	2,000 円	2,100 円
液化石油ガス設備士試験の実施	1 件につき	20,700 円 (20,200 円)	21,400 円 (20,900 円)
技能検定試験の実技試験の実施	1 件につき	17,900 円を超えない範囲の額	18,200 円を超えない範囲の額
採石業務管理者試験の実施	1 件につき	8,000 円	8,100 円
2 級建築士又は木造建築士の登録	1 件につき	19,200 円	19,300 円
2 級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1 件につき	17,700 円	17,900 円
特定遊興飲食店営業の相続の承認	1 件につき	8,600 円	8,700 円
特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	1 件につき	11,000 円	12,000 円
特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	1 件につき	11,000 円	12,000 円
初心者に対して行う猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の実施	1 件につき	6,800 円	6,900 円
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1 件につき	12,300 円	12,700 円
年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1 件につき	9,700 円	9,800 円
機械警備業務管理者講習の実施	1 件につき	38,000 円	39,000 円

※括弧書きは、電子申請の場合の金額

[令和元年 10 月 1 日施行]

議案第 7号 工事請負契約（鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事）の締結について（水産課）

工 事 名：鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事
契約の相手方：ジャパン マリンユナイテッド株式会社
契 約 金 額：951,500,000 円
工事完成期限：令和2年11月11日

議案第 8号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について (農地・水保全課)

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、令和元年度から農業用河川工作物等応急対策事業（小規模事業）及び農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

(負担すべき額)

事業区分	負担すべき額
ため池等整備事業のうち、農業用河川工作物応急対策事業（小規模事業）	工事費の100分の18に相当する額。ただし、総事業費が5千万円未満のものに限る
農業用河川工作物等応急対策事業（土地改良施設豪雨対策事業）のうち、中山間地域において行うもの	工事費の100分の13に相当する額

議案第 9号 鳥取県産業成長応援条例（立地戦略課）

県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動を支援することにより、県内における産業の成長を応援し、もって県内の経済の活性化を図ることを目的とする。

(概 要)

- ①知事は、事業者の事業計画が一定の要件に適合するときは、当該事業計画に係る対象事業を産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業として認定するものとする。
- ②県は、予算の範囲内で、産業成長事業を実施する者に対しては産業成長応援補助金を、次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金を交付する。
- ③県は、産業成長事業を実施する者に産業成長応援補助金と同等の給付金を交付する者に対し、産業成長応援間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業成長事業を実施する者に対しては、産業成長応援補助金は交付しない。
- ④事業者の対象事業の区分に応じて補助金の額及び補助限度額を定める。
- ⑤1年間に交付する産業成長応援補助金の限度額を2億円とする。
- ⑥特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業成長事業にあつては認定対象事業の完了の日から7年間、次世代ソフトウェア産業等創出事業にあつては認定対象事業の開始の日から10年間は継続して営むよう努めなければならない。
- ⑦特定認定事業実施者は、産業成長事業にあつては認定対象事業の完了の日から7年間、次世代ソフトウェア産業等創出事業にあつては認定対象事業の開始の日から10年間は、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。
- ⑧②に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県農作物種子条例（生産振興課）

種子の生産について、ほ場及び生産物の審査及び証明を毎年実施し、並びに奨励品種の決定その他の措置を行うことにより、農作物の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

（概要）

- ①知事は、特定農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種を決定するものとする。
- ②知事は、特定農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するための計画（以下「種子生産振興計画」という。）を策定するものとする。
- ③知事は、毎年、その年における特定農作物の需給の見通し、種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、奨励品種の種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。
- ④県は、試験場に原種ほ及び原原種ほを設置して奨励品種の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の生産を行うものとする。
- ⑤知事は、県以外の者が経営するほ場において原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合は、指定を受けようとする者の各年ごとの申請により、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）として指定することができる。
- ⑥指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、その経営する指定原種ほ等についてはほ場審査を、指定原種ほ等において生産された原種等について生産物審査を受けなければならない。
- ⑦知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、特定農作物の種子を生産する者が経営するほ場について、指定を受けようとする者の各年ごとの申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。
- ⑧指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてはほ場審査を、指定種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子について生産物審査を受けなければならない。
- ⑨知事は、指定原種等生産者及び指定種子生産者に対し、種子の生産に関する技術の指導を行うものとする。
- ⑩知事は、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又は団体を指定種子改良団体として指定することができる。
 - ア 奨励品種の決定、変更又は廃止
 - イ 種子計画の策定
 - ウ 指定種子生産ほ場の指定、変更又は廃止
 - エ 知事に対し、種子生産振興計画の策定について意見を述べること。
- ⑪県は、奨励品種の種子の生産及び普及に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

[公布施行]

議案第11号 鳥取県行政組織条例及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部を改正する条例（人事企画課）

令和元年度の組織改正等に伴い、部局の新設等を行うものである。

[令和元年7月5日施行]

議案第12号 鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境立県推進課）

大規模な太陽光発電所の設置等の事業の実施に当たり環境の保全について適切な配慮がなされることを確保する必要があることに鑑み、当該事業について、環境影響評価の対象とする等所要の改正を行うものである。

[令和元年10月1日施行]

報 告 事 項

報告第 1号 平成30年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 4件 繰越額 3, 234, 520千円

報告第 2号 平成30年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 218件 繰越額 45, 273, 193千円

報告第 3号 平成30年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について (財政課)

件 数 4件 繰越額 507, 985千円

報告第 4号 平成30年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 2件 繰越額 45, 447, 343千円

報告第 5号 平成30年度鳥取県営林事業特別会計繰越明許費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 13, 703千円

報告第 6号 平成30年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 3件 繰越額 3, 213, 322千円

報告第 7号 平成30年度鳥取県営電気事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 10, 000千円

報告第 8号 平成30年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 11, 090千円

報告第 9号 平成30年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 258, 289千円

報告第10号 平成30年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について (財政課)

件 数 1件 繰越額 7, 560千円

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
(令和元年5月23日専決) (参画協働課) → (県民参画協働課)

地方税法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[令和元年6月1日施行]

(2) 鳥取県統計調査条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和元年5月23日専決）
（統計課、地域振興課） → （統計課、市町村課）

工業標準化法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の用語の改正を行うものである。

[令和元年7月1日施行]

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和元年5月28日専決）（県土総務課）

和解の相手方：八頭郡若桜町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 31,004 円（県過失 3 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 30 年 10 月 30 日、県土整備部八頭県土整備事務所の職員が、公務のため普通特種自動車（道路作業車）を運転中、前方を走行していた和解の相手方所有の軽乗用自動車が右に進路を変えたため、左側を通過しようとした際、左折を開始した同車両に接触し、双方の車両が破損したものである。

報告第 1 2 号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 3 件 変更 2 件